



今月のことば

Words of the Month

日本弁理士会本会と地域会と対外支援事業

日本弁理士会副会長

井上 佳知

本年度、日本弁理士会本会（以下「本会」という。）において、対外支援事業を担当する副会長となり、対外支援事業の遂行には欠かすことのできない地域会、並びに日本弁理士会が実施する対外支援事業について思うところを述べてみたい。

1. 本会と地域会

日本弁理士会は、単一会であり、本会－9支部の組織構成を有している。9支部のうち、近畿支部および東海支部は、これら地域発の支部化の要望を受けて設立され、これに16年ほど前の全国支部化により7つの支部が加わり現在の9支部体制に至っている。

各支部は、各士業の連合会組織における単会の活動と同等レベルの活動を行っており単会相当の組織に該当すると認識している。連合会組織において、支部とは、単会の下部組織を意味し、例えば、県をさらに分割した地区を所管するイメージである。これに対して、日本弁理士会の支部は、複数の県に跨がる地域を所管する広域組織であり、名称と活動実態との間に大きな乖離が存在し、支部で対外活動に携わる方々を悩ます要因ともなっていた。このような乖離を解消するべく、2年ほど前に実行された、支部を地域会と称するための会則改正により、9支部は、日本弁理士会北海道会、東北会、関東会、北陸会、東海会、関西会、中国会、四国会および九州会と称されるに至り、対外的なプレゼンスの向上が図られた。

私自身、幸いにも？歴史的に対外支援事業が活発な地域会である東海会に属しており、本会の委員会活動にも参加しつつ、地域会における委員会活動や支部長を通じた地域会会務を経験し、今年、本会の副会長として会務活動に臨むことになった。昨年度から執行理事として本会の会務活動を経験しており、昨年度の経験と、今年度、副

会長として課された会務の両側面から、本会と地域会のあるべき関係並びに対外支援事業について思うところを述べてみたい。

地域会における会務活動の経験をお持ちでない会員にとっては、本会会務に加え、地域会会務が必要となる理由が分かりにくいかもしれない。私自身、本会委員会活動を中心としていた時期には意識することや、地域会会務の重要性に気づいていなかった。現在に至っての私の印象は、本会会務は主に内務的であり、地域会会務は主に外務的である。このことは、本会が地域会と共に擁する知的財産経営センターや知的財産支援センターといった附属機関が設立されるまで、本会主導による弁理士自身のためではない、実体的な対外活動が実行されてこなかったことから理解される。

組織構成として当たり前といえば当たり前であるが、本会会務の中心は、弁理士業務に関する関係各所との調整や、日本弁理士会の自治のための活動であり、このことは、連合会における会務の中心は、各単会との調整や他の全国組織や中央官庁との交渉や調整にあることとも符合する。

これに対して、対外支援事業が重要視されている現在において、地域会に期待される会務は、地域毎のニーズに応じた弁理士による知財に関する各種支援や知財の普及にあり、日本弁理士会の対外活動の最前線に位置し、日本弁理士会に対する社会的評価を直接的に受ける立場にあると考えている。各種支援には、教育支援や中小企業支援が含まれており、普及活動には、一般の方に知財を知ってもらおう知財セミナーが含まれている。これら支援や普及活動を、各都道府県や市町村と共に継続して実施していくことで、地域における知財関連機関の繋がりが形成され、地域における知財活動が活性化されていく。本会が、各都道府県や市町村並びに地域における知財関連機関との関係

を築き、維持することは現実的に不可能であり、地域会は、各都道府県や市町村並びに地域における知財関連機関との関係構築・関係維持に努めることが重要である。

以上のように、本会と地域会は会務の役割を相互補完する関係にあり、今後はこれまで以上に地域会との連携が重要になってくると考えている。

2. 対外支援事業

ここ数年、世の中の主流となっている中小企業支援や知財金融関連事業は、日本弁理士会においても、取り組むべき対外支援事業の中核に位置づけられている。全国における対外支援事業の実施を本会のみで実現することは現実的でなく、また、実際の対外支援は地域に腰を据えて行われるべきであり地域会との連携が必須となる。

対外支援事業においては、必ず支援を受ける支援先が存在する。したがって、一度始めた対外支援事業を、日本弁理士会の都合で店じまいするとすれば、支援先を大きく失望させ、信頼を失うこととなる。これまでの経験から、対外支援事業は、最低でも5年、10年のスパンを想定して開始されるべきであると考えている。本会主導の対外支援事業は、地域会に対して、新たな事業の契機を提供し、地域会会務活動の活性化に繋がる場合もあるが、地域会が事業継続を望んでも事業を継続できるだけのマンパワーが伴わない場合もある。また、地域会によっては、地域会の規模や既存事業とマッチしないこともある。したがって、

本会の事業終了と共に、地域会に対して事業を簡単に委譲することはできない。

また、支援先が真に望む支援のあり方を探求し、支援していかなければ、日本弁理士会が提供する対外支援は定着しないと感じている。

3. まとめ

上述の問題を解決するためには、本会においても、対外支援事業を基盤事業として位置づけ、継続的に実行していくことが必要であり、地域会から要請がある場合には、地域会と協働して対外支援事業を支えていく仕組みが必要である。

本年度、日本弁理士会は、中小企業支援や知財金融関連事業といった対外支援事業の担当組織を会外に対して明示するため、対外支援事業を統括する組織として、中小企業知財経営推進本部を設立した。中小企業知財経営推進本部には、各地域会の会長、日本弁理士会における中小企業支援の中核組織である知的財産経営センターを始めとする附属機関のセンター長が所属する。

対外支援事業に関し、知的財産経営センターを中心として本会と各地域会との相互理解を深め、また、各地域会間の連携を後押しすることが期待される。

対外支援事業を継続させる秘訣は、大きめの青写真を描き、支援先のニーズに応じて臨機応変に変化し、ワクワク感をもって望むことにありと私自身は考えている。

1年後の対外支援事業の進捗を楽しみに。